

湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画書

平成22年1月

目次

1	計画策定の背景と目的	2
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	3
5	現状	3
	（1）生息状況	3
	（2）被害状況	3
	（3）捕獲状況	3
6	防除の目標	3
7	防除の方法	4
	（1）捕獲及び処分	4
	（2）捕獲の記録及び情報提供	6
	（3）モニタリング	6
	（4）被害発生の防止措置	7
8	合意形成の経緯	7
	（1）防除実施協議会の開催	7
	（2）防除実施に係る地域説明会・講習会の開催	7
	（3）土地所有者・施設管理者との調整	7
9	普及啓発	7
	様式類	8

1 計画策定の背景と目的

(1) ヌートリア

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、戦前・戦後（～1950年頃）に防寒用の毛皮採取を目的として日本に輸入され飼育が行なわれました。しかし、毛皮需要の減少とともに、その一部が野外に放逐されるなどにより野生化して、主に西日本を中心に生息域が拡大し、農作物や生態系に被害を及ぼしています。

ヌートリアは、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、飼育等も原則禁止され、野生化にも歯止めがかけられています。

本町では、平成11年頃から生息が確認されていましたが、個体数・生息範囲が拡大し、特に水稻など農作物への被害が増加しています。

ヌートリアは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等町民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

(2) アライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマは、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害が発生しつつあります。

アライグマは、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

本町では、まだ生息が確認されていませんが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあります。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されています。

アライグマは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等町民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

2 特定外来生物の種類

(1) ヌートリア（学名：ミュオカストル・コップス）

(2) アライグマ（学名：プロキユオン・ロトル）

3 防除を行う区域

湯梨浜町全域（資料1）

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 現状

(1) 生息状況

ア ヌートリア

東郷湖・原池などの湖沼周辺や天神川・橋津川などの河川流域、町内全域の水路沿いに分布が広がっているものとみられます。休耕田でヨシなどが密生しているところがすみかとなり、その近辺の水田が被害にあっている状況もあります。

イ アライグマ

本町では、まだ生息が確認されていませんが、隣接する鳥取市気高町で平成 19 年以降目撃や捕獲により生息が確認されており、本町への侵入により被害を及ぼすおそれがあります。

(2) 被害状況

ア ヌートリア

食害が主な被害。生息地周辺の田畑において、田植え後の水稻の切り倒しや、野菜への食害を引き起こし、その被害は年々拡大しています。

イ アライグマ

本町では、まだ農業被害の報告はありませんが、他市町でブドウ・イチゴ等の食害が発生しており、このまま推移すれば、町内の梨・ブドウなどの果樹、スイカ、イチゴ、養鶏などに被害が拡大する可能性が高いものと懸念されます。

(3) 捕獲状況（ロードキルを含む）

ア ヌートリア

東郷湖・原池などの湖沼周辺や天神川・橋津川などの河川流域、農業用水路において、平成 19 年度は 34 頭、平成 20 年度は 19 頭の捕獲が報告されていますが。隣接する北栄町では平成 20 年度に 200 頭以上の捕獲があり、本町においても、捕獲体制の充実を図ることで、さらなる捕獲頭数の増加があるものと思われれます。

イ アライグマ

本町では、まだ捕獲（ロードキルを含む）の報告はありません。

6 防除の目標

(1) ヌートリア

本町においては、ヌートリアの生息が拡大しつつあると考えられるため、地域からの完全排除を目標とします。

(2) アライグマ

本町においては、アライグマの生息が確認されていませんが、近隣地域からの侵入により被害を及ぼすおそれがあるため、その監視と予防的防除とともに、侵入後における迅速な地域からの完全排除を目標とします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

ア 捕獲する区域及び期間

捕獲は、生息する可能性のある地域において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行うこととします。

なお、効果的な捕獲を進めるため、必要に応じて繁殖期前あるいは効率的な捕獲が可能な時期（重点捕獲期間）を設定して行うこととします。

イ 捕獲方法

ヌートリア・アライグマの生息環境、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」による捕獲とします。

なお、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した町発行の標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着することとします。「箱わな」及び市発行の「標識」の仕様等は、別添（資料2）のとおりです。

（また、「箱わな」による捕獲の補完手段として、捕獲効率及び錯誤捕獲・捕獲事故の防止等の点から「アライグマ エッグトラップ」を必要に応じて使用します。この場合においても、「箱わな」と同様に必要事項を記載した標識を1基ごとに装着することとします。）

ウ 捕獲体制

(ア) 地区ごとの捕獲体制づくり

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地区ごとに地域の実情に精通した狩猟免許保持者を構成員として含む捕獲体制を整備します。

① 地区ごとの捕獲従事者の構成

ヌートリア・アライグマの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな免許）を有する者とします。

ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、町、県猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

(イ) 捕獲従事者台帳の整備等

本町から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

エ 捕獲に係る留意事項

本町及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・箱わなに使用する餌は、ヌートリア・アライグマを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定するものとします。
- ・捕獲に当たっては、防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がないよう配慮するものとします。
- ・箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

(イ) 事故の発生防止

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は町が発行する「捕獲従事者証」(様式2)を携帯するものとします。
- ・わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したヌートリア・アライグマの取り扱いに当たっては、革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・使用後の箱わなは、洗浄、バーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。

(ウ) その他

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・鳥獣保護法第12条第1項又は第2号で禁止又は制限された捕獲は行わないこととします。

オ 捕獲個体の処分

(ア) 処分方法

捕獲したヌートリア・アライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分し、処理します。

(イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができることとします。

(ウ) 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、焼却もしくは埋設処分とします。埋設時には、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、「捕獲記録票」(様式3)を作成し、本町産業振興課に提出するものとします。

なお同課は、隣接市町村を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所(中部総合事務所農林局農林業振興課)に情報提供します。

(3) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させることとします。

新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めます。

このため、地域住民・捕獲従事者・狩猟者・道路管理者等から収集したヌートリア・アライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を「目撃情報等とりまとめ表」(様式4)に記録します。

なお、隣接市町村を含む広域の情報共有を図るため、本表もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県総合事務所(中部総合事務所農林局農林業振興課)に情報提供します。

(4) 被害発生の防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、ヌートリア・アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

ア 被害の予防措置(誘引条件の排除)

町民等は、ヌートリア・アライグマを誘引しないように、次のことに留意します。

- ① ヌートリア
 - ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、残さ、生ゴミ等を放置しない。
 - ・生息する水辺の草地の刈り払いを行う。
- ② アライグマ
 - ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
 - ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
 - ・残飯を屋外に放置しない。
 - ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

イ 侵入の防止措置

- ① ヌートリア
 - ・農地(水辺周辺)への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ(目の細かいもの)、又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵などの侵入防止柵を設置する。
 - ・ヌートリアが生息する水辺の農地では、本種が好まないネギ・ニラ・ピーマン等の低

嗜好性作物の栽培も検討する。

② アライグマ

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくななどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。
- ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵である「とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん（猪・熊タイプ）”」※など効果的な柵を設置する。

※ シシ垣くん（猪・熊タイプ）：ワイヤーメッシュ柵など防護柵の上部に、塩ビ管など着脱自在な絶縁性の支柱を取り付け、この支柱にダブルクリップなど簡易に接続可能な導電性の碍子を用いて電気線を配線した柵

8 合意形成の経緯

(1) 防除実施協議会及び講習会の開催について

県は、平成20年3月に鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針を策定し、県・市町村・住民等が一体となった防除の取組方向等を示しました。

これを受け、町において、有識者、農業関係団体、狩猟団体、農業者の代表者等で構成される「湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施協議会」（湯梨浜町鳥獣被害対策協議会）を設置し、防除の目的、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行っています。協議会の構成、規約等の関連資料は別添（資料3）のとおりです。

今後、県等と連携して講習会を開催し、町におけるヌートリア、アライグマの捕獲体制づくりを進めることとしています。

(2) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う区域の土地所有者、施設（河川、水路等土地改良施設、緑地等）の管理者に対しては、防除実施内容に係る周知を図ります。

なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得られるようにします。

9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を地域住民等に情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

なお、捕獲従事者以外の者（鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う者、及び狩猟により捕獲を行う者を除く。）がヌートリア・アライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

資料1 湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画区域図

資料2 使用する「箱わな」及びこれに装着する標識

資料3 協議会の構成、規約等

資料4 防除に係る支援措置

番号	捕獲を行うエリア	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
					番号	交付年月日	交付機関名
1	湯梨浜町□□地区	〇〇 〇〇	〇〇町□□1番地	猟友会員	〇-第〇号	H〇.〇.〇	鳥取県
					〇-第〇号	H〇.〇.〇	〃
		講習	H〇.〇.〇	〇〇市町村			
		〇〇 〇〇	〇〇町□□2番地	農業者	講習	H〇.〇.〇	〇〇市町村
		〇〇 〇〇	〇〇町□□3番地	〃			

様式 2 湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証

<p>22第〇ー〇号</p> <p style="text-align: center;">湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証</p> <p style="text-align: center;">湯 梨 浜 町 長</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 捕獲する対象は、ヌートリア・アライグマに限る。 2 捕獲は、「箱わな」又は「アライグマエッグトラップ」を用いた方法に限る。使用する「箱わな」には、町が配布する標識を装着する。 3 捕獲（見回り・餌の付け替え等を含む）に際しては、この従事者証を携帯しなければならない。 4 この従事者証は、従事者本人が厳重に保管し、他者に使用させてはならない。 5 この従事者証は、捕獲期間終了後2週間以内に湯梨浜町長に返納しなければならない。 														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td>湯梨浜町□□1番地</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>ヌートリア・アライグマの捕獲</td> </tr> <tr> <td>捕獲区域</td> <td>湯梨浜町□□地区</td> </tr> <tr> <td>捕獲期間</td> <td>平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>捕獲方法</td> <td>「箱わな」による捕獲</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	住 所	湯梨浜町□□1番地	氏 名	〇〇 〇〇	目 的	ヌートリア・アライグマの捕獲	捕獲区域	湯梨浜町□□地区	捕獲期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	捕獲方法	「箱わな」による捕獲	備 考		
住 所	湯梨浜町□□1番地														
氏 名	〇〇 〇〇														
目 的	ヌートリア・アライグマの捕獲														
捕獲区域	湯梨浜町□□地区														
捕獲期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日														
捕獲方法	「箱わな」による捕獲														
備 考															

様式3 湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づくヌートリア・アライグマ捕獲記録票

捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報 (個体ごとに記載)	特記事項 (使用した餌など)
所在地	地目等				
		平成 年 月 日	1	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			2	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			3	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			4	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			5	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			6	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			7	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			8	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			9	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			10	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	

依頼事項

- 1 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。
「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。
- 2 捕獲個体の頭胴長(頭の先から尻までの長さ(シツポは除く))を記入してください。
(捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。)
- 3 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。
また、捕獲用具として アライグマ エッグトラップ を使用した場合は、この欄に記入してください。

様式 4 湯梨浜町ヌートリア・アライグマ目撃情報等とりまとめ表

番号	目撃等の日時 (情報入手日) 年 月 日 時 頃 (. .)	区分 (○印)	頭数 (頭)	場 所		目撃等の状況メモ	被害の有無 (有の場合は内容)	備 考 (捕獲の根拠:○印)
				所在地	地目等			
1		目撃 捕獲						防除実施計画・ 有害捕獲・狩猟
2		目撃 捕獲						
3		目撃 捕獲						
4		目撃 捕獲						
5		目撃 捕獲						

※ 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入する。

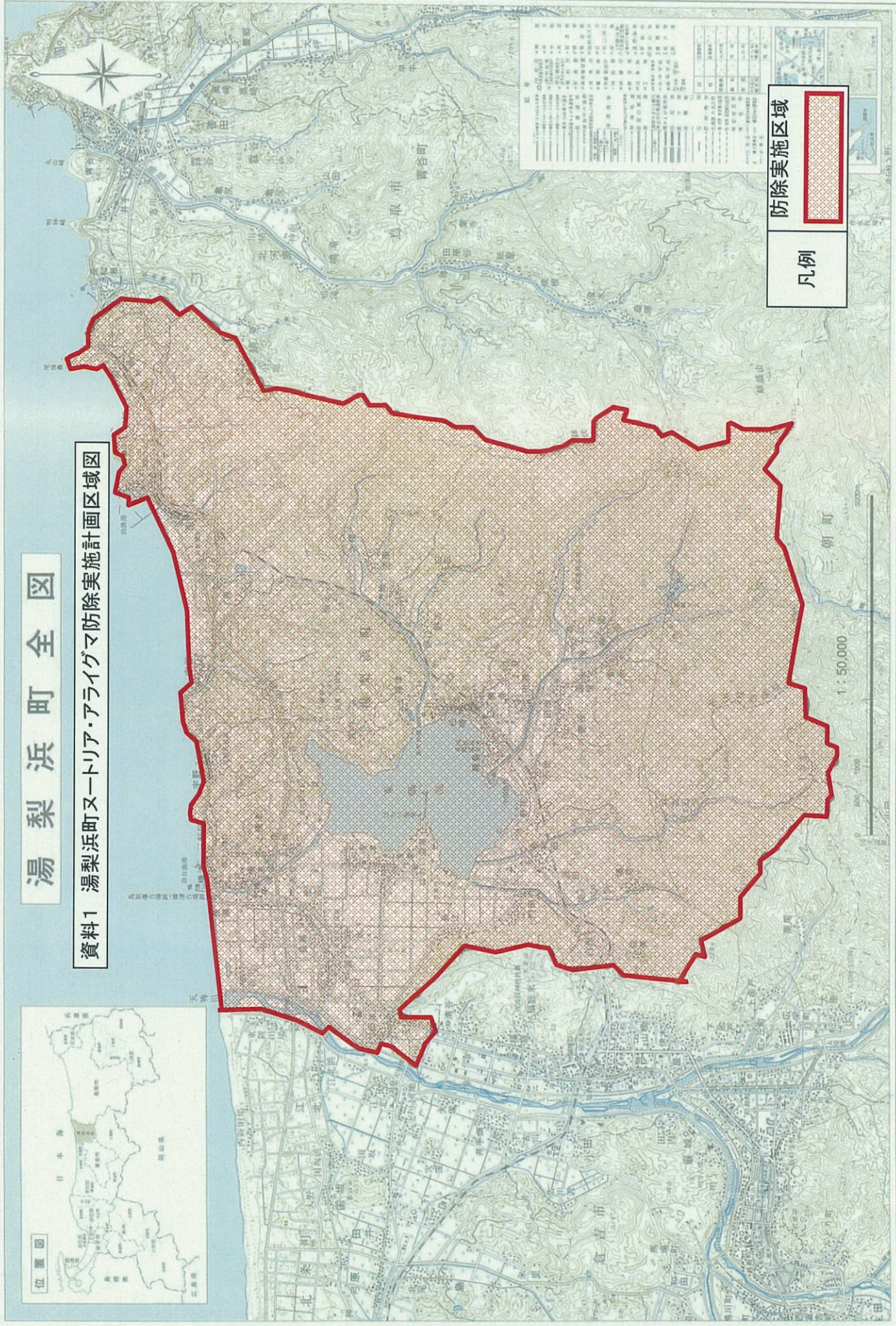
「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入する。

※ 目撃には、ロードキル(動物が道路上で車に轢かれること)を含む。

※ 地図(市町村の管内図等)に、目撃又は捕獲位置を本表の番号で記入する。

湯梨浜町全図

資料1 湯梨浜町ヌートリア・アライグマ防除実施計画区域図



「この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の5万分1地図地図を複製したものである。（発図番号 平16 中規 第105号）」


資料2 使用する「箱わな」及びこれに装着する標識

【主に使用する「箱わな」】



標識仕様
 サイズ 650mm×280mm×280mm
 網目 30mmメッシュ
 材質 亜鉛メッキ
 直径 5mm

【湯梨浜町ヌートリア及びアライグマ防除用箱ワナの標識】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
ヌートリア及びアライグマの防除  **湯梨浜町**

氏名										
住所										
連絡先 (電話番号)										
確認	平成	年	月	日	第	号				
防除の期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで

標識仕様
 サイズ 230mm×90mm×1mm
 材質 アクリル又はプラスチック製
 文字 シール印字貼り付け (1文字 1 cm角以上)

資料3 協議会の構成、規約等

湯梨浜町鳥獣被害対策協議会規約

平成22年1月26日制定

(名称)

第1条 本会は「湯梨浜町鳥獣被害対策協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、野生鳥獣による農林水産業等の被害を防止し、もって農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) 鳥取中央農業協同組合湯梨浜営農センター
- (2) 鳥取県中部農業共済組合
- (3) 湯梨浜町猟友会
- (4) 農業者の代表（果実組合、農事組合）
- (5) 湯梨浜町農業委員会
- (6) 行政（湯梨浜町）
- (7) その他

2 第2条及び第4条に規定する目的及び事業を遂行するためにアドバイザーとして、鳥取県の担当者を出席させることができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野生鳥獣の生息状況及び被害状況調査に関する事業
- (2) 野生鳥獣による被害防止対策に関する事業
- (3) 野生鳥獣の被害防止に係る普及啓発に関する事業
- (4) 関係機関による体制整備に関する事業
- (5) その他必要な事業

(活動区域)

第5条 本会の活動区域は、湯梨浜町全域とする。

(会議)

第6条 本会の会議は、総会とし、会長が招集し、議長は会長が行う。

2 総会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 運営の方針に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要なこと。

- 3 総会の議決は、委員総数の2分の1以上が出席し、出席した委員の過半数の賛成で成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置き、総会において選任する。

- 1 会長1名、副会長1名、監事2名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、協議会活動を総括し運営する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時はこれを代行する。
- 3 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。

- 2 補欠または増員による仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その仕事を終了しても後任者が就任するまでは、なお、その職務を継続する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、湯梨浜町役場産業振興課内に置く。

(経費)

第11条 本会の運営経費は、補助金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会議において決議して定める。

附則

この規約は、平成22年1月26日から施行する。

〈資料 4〉 防除に係る支援措置

1 鳥獣被害総合対策事業（単県）

※ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

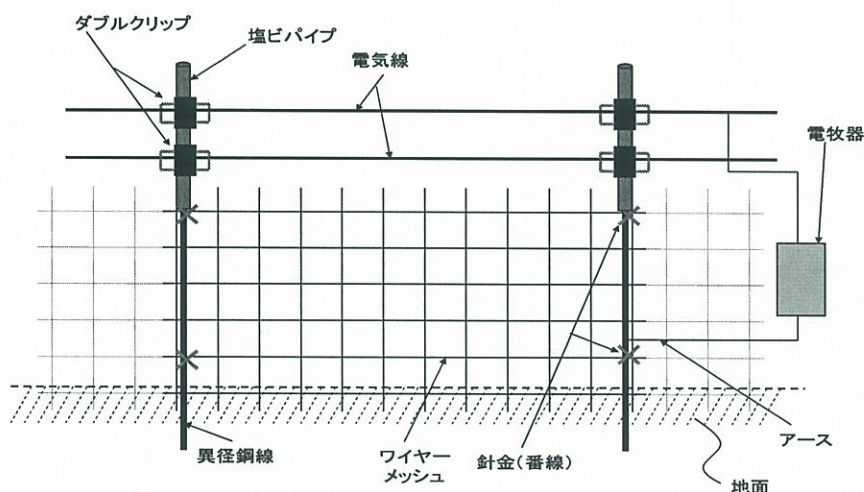
区分	事業内容	摘要	
対象事業	侵入を防ぐ 対策	侵入防止柵等の設置 有害鳥獣の侵入防止に係る施設の購入経費 ※ 当該施設に使用する資材を含む。 ※ 設置に係る人件費を除く。	
	侵入防止柵設置等に係る 作業の支援受入れ	柵の設置・補修等の作業に係るボランティア の支援受入れに要する経費 ※ 交通費、食糧費、保険料等	
	個体数を 減らす対策	捕獲用具等の設置 (箱わな等)	有害鳥獣の捕獲に係る用具等の購入経費 ※ 当該施設に使用する資材を含む。
		有害鳥獣の捕獲	捕獲班員の人件費 ※ 捕獲用具・施設の維持管理を含む。
捕獲班員の育成支援		捕獲班員を育成確保するための狩猟免許の 新規取得及び狩猟者登録に要する経費 ※ 狩猟税・登録手数料を除く。	
	捕獲奨励金の交付 ※ 事業主体は市町村	ヌートリア：1頭当たり上限額 3千円 アライグマ： " 1万円	
事業主体	①市町村 ②農協等（農業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、 その他農業者等で組織する団体、認定農業者）		
補助率	① 市町村が事業主体の場合 （県）1/2 （市町村の負担）1/2 ② 農協等が事業主体の場合 （県）1/3 （市町村）1/3 （農協等の負担）1/3		

2 鳥獣害防止総合対策事業（国庫）

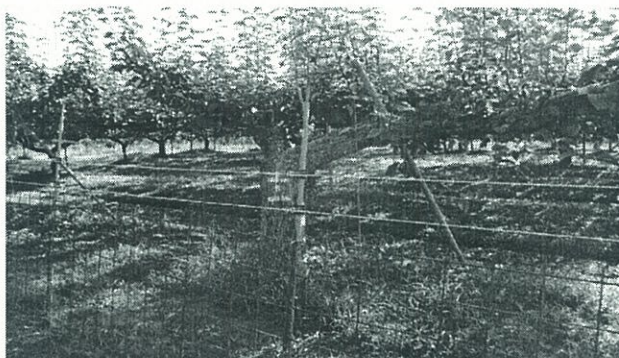
※ヌートリア・アライグマ防除関連のみ抜粋

区分	事業内容	摘要
ソフト事業	箱わな等の捕獲器材の導入、 狩猟免許講習会への参加など	※ 1市町村当たり200万円を上限
ハード事業	侵入防止柵設置等の被害防止 施設の整備	※ 受益農家が3戸以上であること ※ 1件当たりの取得価格が50万円 以上であること
事業主体	地域協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成）	
交付率	① ソフト事業 （国）定額 ② ハード事業 （国）1/2	

(参考) アライグマ侵入防止柵「シシ垣くん(猪・熊タイプ)」



△ シシ垣くんの構造(猪・熊タイプ)



△ シシ垣くんの設置例(猪・熊タイプ)

【柵設置上の留意事項等】

- ・アライグマはよじ登れるので、金網やワイヤーメッシュ等だけでは効果がない。
- ・「シシ垣くん」の場合、ワイヤーメッシュ柵等の上部に電気柵を設置するため、アライグマの侵入を防止できる。また、電気線が上部に位置するため、草が電気線に触れる可能性が低くなり、草刈りを省力化できる。
- ・アライグマは小さな隙間からも侵入できるので、金網やワイヤーメッシュは、目合いが狭いもの(5~7.5cm以下)を選択する。
目合いの大きなワイヤーメッシュ(15cmや10cmのもの)は2枚をずらして重ねることで、アライグマのすり抜けを防ぐことができる。
- ・電気線の配線間隔は、狭く設定する(5~7.5cm程度)。
- ・アライグマは木やワイヤー等を伝って柵の中に侵入する可能性があるため、柵の近くにある樹木やワイヤー等は除去する必要がある。